

ふじみ野市と大東文化大学との地域連携に関する包括協定書

ふじみ野市と大東文化大学とは、相互の交流と資源および教育研究の成果等の活用を促進することにより、社会の発展に寄与するため、地域社会の活性と福祉の増進、教育、文化、スポーツ等の分野での連携協力に関する包括協定を以下の通り締結する。

(目的)

第1条 この協定は、ふじみ野市と大東文化大学(以下「両者」という。)とが、包括的な連携の下にさまざまな分野において互いに連携協力することにより、地域社会の課題の解決に向けた環境整備に貢献するとともに、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携協力する事項)

第2条 両者は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力を推進する。

- (1) 地域福祉の増進に関する事項
- (2) 地域コミュニティの発展に関する事項
- (3) 教育、芸術・文化、スポーツの発展と振興に関する事項
- (4) 環境の保全・創造に関する事項
- (5) 地域の産業、経済の振興に関する協働の調査・研究および実践
- (6) 人材の育成に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、両者が協議のうえが必要と認めた事項

2 前項各号に定める事項に関する具体的な事業の企画および実施は、両者で協議のうえ、決定する。

(連携協力の推進)

第3条 前条第1項各号に定める事項を円滑に、かつ効果的に推進するため、両者に担当の窓口を設置するとともに、具体的な内容に関して定期的な協議を行うものとする。

(経費の分担)

第4条 第2条第1項各号に定める事項の実施に要する経費については、原則として両者がそれぞれ応分の負担をするものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 この協定の有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、この協定が自動更新されたものとし、その期間は3年とする。以降の取扱いについても同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、包括的な連携協力に必要な事項については、両者で協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証明するため、協定書を2部作成し、両者が署名のうえ、各1部を保持する。

平成29年2月13日

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号
ふじみ野市

東京都板橋区高島平一丁目9番1号
大東文化大学

市長 高畑博 学長 太田政男